平成２４年（フ）第２３６号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目67―５　ドミールⅠ102号室、外国人登録原票上の住所神戸市灘区友田町２丁目２番８号　一刻館302号
債務者　吉田稔こと　朴　　開東
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　承豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７９号
長崎県長崎市西山１丁目２番１号
債務者　関　　太
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　譲二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
長崎県長崎市西山１丁目２番１号
債務者　関　　亮子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　譲二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
長崎県長崎市西山１丁目２番１号
債務者　松岡　博子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　譲二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
大分県佐伯市蒲江大字森崎浦1428番地18
債務者　津田　啓介
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　　巖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８８号
函館市松川町45番15号
債務者　播磨　康吉
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
北海道茅部郡森町字本町48番地の１　キャッスル松居206号室
債務者　松居　竜太
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３３号
函館市石川町65番地37
債務者　小山　健二
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３９号
函館市千代台町29番17号
債務者　濱谷　政勝
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２３号
静岡県富士宮市舟久保町28番地の１　市営粟倉住宅Ⅰ棟13号
債務者　芹澤　智幸
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６１号
岡山県倉敷市上富井340番地１
債務者　吉住　典子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
岡山県倉敷市神田１丁目14番13号
債務者　岡田美惠子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
沖縄県那覇市字小禄813番地　長田原ハイツ301
債務者　髙宮城ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３７６号
埼玉県川口市西川口１丁目27番12―503号　ライオンズマンション西川口第５
債務者　石山　　彰
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
さいたま市北区宮原町４丁目109番地４　セピアコート宮原205号、旧住所さいたま市北区宮原町４丁目106番地４　401号
債務者　加藤　修一
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４２号
埼玉県加須市馬内1356番地２
債務者　山根　　栄
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２５号
さいたま市大宮区宮町４丁目23番地２　豊寿荘202号
債務者　原田　　博
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係